序章　環境影響評価準備書の目的と経緯

序章　環境影響評価準備書の目的と経緯

1　環境影響評価準備書の目的

本書は、「埼玉県環境影響評価条例」（平成 6 年 12 月、埼玉県条例第 61 号）に基づき、令和 4 年 9 月 8 日付で知事に提出した「桶川都市計画事業（仮称）桶川北本 IC 周辺東部地区土地区画整理事業環境影響評価調査計画書及び環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」（以下「調査計画書」という。）の記載事項について、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び知事の意見の内容を踏まえて検討を加え、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「桶川都市計画事業（仮称）桶川北本インターチェンジ周辺東部地区土地区画整理事業環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）として取りまとめたものである。

2　準備書作成までの経緯

準備書作成までの経緯は、序章表-1(1)～(2)に示すとおりである。

序章表-1(1)　準備書作成までの流れ

項目	年月日	備考
調査計画書の提出	令和4年 9月 8日(木)	都市計画決定権者→知事
関係地域決定の通知	令和4年 9月 9日(金)	知事→都市計画決定権者 関係地域：桶川市、鴻巣市、上尾市、北本市、川島町、吉見町
調査計画書の公告・縦覧	令和4年 9月16日(金)～ 令和4年11月14日(月)注)	公告：令和4年 9月16日(金) 縦覧：令和4年 9月16日(金)～ 令和4年11月14日(月) 縦覧場所： ・埼玉県環境部環境政策課 ・埼玉県中央環境管理事務所 ・埼玉県東松山環境管理事務所 ・桶川市環境経済部環境対策推進課 ・鴻巣市環境経済部環境課 ・上尾市環境経済部環境政策課 ・北本市市民経済部環境課 ・川島町町民生活課 ・吉見町環境課 閲覧場所： ・県立図書館各館（熊谷・久喜） ・県政情報センター ・鴻巣市あたご公民館 その他： ・桶川市ホームページで公開

注)「調査計画書」の内容に訂正があったことから期間を延長し縦覧した。

序章表-1(2)　準備書作成までの流れ

項目		年月日	備考
調査計画書に関する説明会		令和4年 9月28日(水)	桶川市（桶川市役所旧分庁舎） 上尾市（大石公民館）
		令和4年 9月29日(木)	川島町（八ツ保公民館） 吉見町（東公民館）
		令和4年 9月30日(金)	鴻巣市（あたご公民館） 北本市（西部公民館）
		令和4年10月 1日(土)	桶川市（桶川市役所旧分庁舎）
環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出		令和4年 9月16日(金)～ 令和4年11月28日(月)	意見書7件
環境影響評価技術審議会		令和4年 9月27日(火)諮問 ～ 令和4年12月20日(火)答申	
	現地視察	令和4年10月 5日(水)	
	第1回小委員会	令和4年10月20日(木)	調査計画書概要説明、質疑応答
	第2回小委員会	令和4年11月18日(金)	
知事の意見受理		令和4年12月22日(木)	
調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請		令和8年 9月16日(水)	
同申請承認		令和8年 9月25日(金)	

3　準備書作成の手順

準備書は、「埼玉県環境影響評価条例」、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」（平成7年11月、埼玉県規則第98号）及び「埼玉県環境影響評価技術指針」（平成11年12月、埼玉県告示第1588号）に基づき作成した。

具体的には、調査計画書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び知事の意見を勘案・配慮し、環境影響評価項目や調査方法の内容を検討し直すとともに、事業計画の進捗に伴い事業計画の一部変更を踏まえた上で、環境影響評価に係る調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討するとともに事後調査計画を策定した。

4　調査計画書の変更

調査計画書の記載内容の変更に伴い、「埼玉県環境影響評価条例」第21条第1項のただし書きの規定に基づき、「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、承認を得た。

提出した「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」、「変更内容検討書」及び「埼玉県知事からの免除承認書」は以下に示すとおりである。

様式第５号（２）（第２１条関係、第３０条関係）

調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和 8 年 9 月 16 日

（あて先）

埼玉県知事　大野　元裕　様

都市計画決定権者の名称　桶川市
代表者　桶川市長　小野　克典

担当課所名　桶川市都市整備部都市計画課
所在地　桶川市泉一丁目３番 28 号
担当者職・氏名　係長　秋谷 和良
電話番号　048-786-3211　内線（2711）

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第３０条第２項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第２１条第１項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	桶川都市計画事業 （仮称）桶川北本インターチェンジ周辺東部地区 土地区画整理事業
行わない手続等	全部 ・ 一部（　　）
申　請　理　由	調査計画書についての知事の意見等を勘案・配慮し、調査方法を変更したため。また、事業計画の進捗に伴い、事業者及び事業計画の一部を変更したため。

様式第４号（２）（第２１条関係、第３０条関係）

変更内容検討書

令和８年９月 16 日作成

１　都市計画対象事業の名称

桶川都市計画事業　（仮称）桶川北本インターチェンジ周辺東部地区土地区画整理事業

２　変更の内容

表-1　変更の内容

変更項目	変更の内容		備　考 （変更前の記載箇所）
	調査計画書の内容	変更後の内容	
第1章　都市計画決定権者の名称			
1.2 事業者の名称及び所在地	別紙1参照	別紙1参照	調査計画書 p.1
第2章　都市計画対象事業の目的及び概要			
2.1 都市計画対象事業の名称	別紙2参照	別紙2参照	調査計画書 p.3
2.2 都市計画対象事業の目的	別紙3参照	別紙3参照	調査計画書 p.3
2.3 都市計画対象事業の実施区域	別紙4参照	別紙4参照	調査計画書 p.8 写真2.3-2
2.4 都市計画対象事業の規模	別紙5参照	別紙5参照	調査計画書 p.9
2.5 都市計画対象事業の実施期間	別紙6参照	別紙6参照	調査計画書 p.9 表2.5-1
2.6 都市計画対象事業の実施方法			
(1) 土地利用計画	別紙7参照、 別紙8参照	別紙7参照、 別紙8参照	調査計画書 p.9 表2.6-1、 調査計画書 p.10 図2.6-1
(4) 道路計画	別紙9参照	別紙9参照	調査計画書 p.11
(6) 処理施設計画　1)汚水排水	別紙10参照	別紙10参照	調査計画書 p.12
2)雨水排水	別紙11参照	別紙11参照	調査計画書 p.12
(8) 交通計画	別紙12参照	別紙12参照	調査計画書 p.23 図2.6-2
2.7 工事計画			
(1) 工事工程	別紙13参照	別紙13参照	調査計画書 p.15 表2.7-1
(2) 資材運搬等の車両の走行経路	別紙14参照	別紙14参照	調査計画書 p.16 図2.7-1
(7) 工事中における環境保全対策	別紙15～ 別紙21参照	別紙15～ 別紙21参照	調査計画書 p.17～19
第4章　調査方法			
第4章　調査方法 表4-1　各項目の現地調査の概要	別紙22参照 別紙23参照 別紙24参照 別紙25参照	別紙22参照 別紙23参照 別紙24参照 別紙25参照	調査計画書 p.27、 調査計画書 p.28 表4-1(2)、 調査計画書 p.28 表4-1(2)、 調査計画書 p.28 表4-1(3)
4.8　地盤　2)調査方法 3)調査地域・地点	別紙26参照、 別紙27参照	別紙26参照、 別紙27参照	調査計画書 p.65、 調査計画書 p.66 図4.9-1
4.9　動物　3)調査地域・地点	別紙28参照	別紙28参照	調査計画書 p.70 図4.9-1
4.12 景観　3)調査地域・地点	別紙29参照、 別紙30参照	別紙29参照、 別紙30参照	調査計画書 p.82 表4.12-1、 調査計画書 p.83 図4.12-1

3　変更の理由

調査計画書についての知事の意見等を勘案・配慮し、調査方法を変更したため。また、事業計画の進捗に伴い、事業者及び事業計画の一部を変更したため。

4　変更後の関係地域

変更なし

5　変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

別紙 22～別紙 30 のとおり

別紙 1

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

第１章　都市計画決定権者の名称

1.2　事業者の名称及び所在地

名　　称：山一興産株式会社
代表者の氏名：代表取締役社長　柳内 光子
所　在　地：東京都江戸川区西葛西七丁目 20 番 1 号

名　　称：株式会社グローバルデザイン
代表者の氏名：代表取締役　竹村 正義
所　在　地：東京都新宿区新宿一丁目 30 番 16 号

【準備書の内容】

第１章 都市計画決定権者の名称

1.2 事業者の名称及び所在地

名　　称：株式会社桶川綜合開発
代表者の氏名：代表取締役　柳内 光子
所　在　地：東京都新宿区西新宿一丁目 26 番２号新宿野村ビル 26 階

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、事業者を変更した。

別紙 2

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

第２章　都市計画対象事業の目的及び概要

2.1　都市計画対象事業の名称

都市計画対象事業の名称：桶川都市計画事業

（仮称）桶川北本ＩＣ周辺東部地区土地区画整理事業

【準備書の内容】

第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要

2.1 都市計画対象事業の名称

都市計画対象事業の名称：桶川都市計画事業

（仮称）桶川北本インターチェンジ周辺東部地区土地区画整理事業

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討により、事業名称を変更した。

別紙 3

【調査計画書の内容】

※下線は変更箇所を示す。

2.2 都市計画対象事業の目的

埼玉県では、「第５次埼玉県土地利用基本計画」（平成 25 年２月、埼玉県）を定め、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高めていくこと、また、沿線の市町及び県が連携して、圏央道インターチェンジ（以下「ＩＣ」という。）周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努めることとしている。また、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」（令和４年４月、埼玉県）は、市町村の産業基盤づくりを県が積極的に支援するため、平成 18 年に策定した「田園都市産業ゾーン基本方針」を継承し定めたものであり、その中で、高速自動車国道や自動車専用道路のＩＣから概ね５㎞の範囲を新たな産業基盤づくりを検討する地域としてあげている。また、ＩＣの出口から概ね 1.5km 以内を「産業誘導地区」の選定条件としている。

桶川市では、「桶川市第五次総合振興計画後期基本計画」（平成 28 年４月、桶川市）において、本地区を、圏央道桶川北本ＩＣに近接するという交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、物流・業務サービス、製造業、情報、研究などの産業施設の誘導を図る「複合開発エリア」に位置付けている。

本事業は、これらの背景を受け、当地区の持つ立地特性を活かした計画的な土地利用の誘導により、秩序ある都市的土地利用を実現するとともに、田園環境との調和を図ることにより、桶川市の更なる発展に寄与することを目的とする。

【準備書の内容】

2.2 都市計画対象事業の目的

埼玉県では、「埼玉県土地利用基本計画計画書」（令和６年６月、埼玉県）を定めている。桶川市を含む圏央道ゾーンは、一般国道 468 号首都圏中央連絡自動車道（圏央道）（以下「圏央道」という。）の整備による一層の発展が期待される地域となっている一方で、荒廃農地が占める割合が相対的に高い地域もあり、その対策が課題となっている。圏央道ゾーンでの工業・流通業務施設の新たな土地需要に対しては、高速道路インターチェンジ（以下「IC」という。）や主要幹線道路周辺の地域に誘導することとしており、誘導に当たっては、自然的土地利用への慎重な配慮の下で計画的に行うものとし、市街化調整区域にあっては市街化区域への編入、非線引き都市計画区域にあっては用途地域を定めることを基本としている。

また、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」（令和４年４月、埼玉県）は、市町村の産業基盤づくりを県が積極的に支援するため、平成 18 年に策定した「田園都市産業ゾーン基本方針」を継承し定めたものであり、その中で、高速自動車国道や自動車専用道路の IC からおおむね 5km の範囲を新たな産業基盤づくりを検討する地域として挙げている。また、IC の出口からおおむね 1.5km 以内を「産業誘導地区」の選定条件としている。

桶川市では、「桶川市第六次総合計画」（令和５年３月、桶川市）において、圏央道や上尾道路などによる交通利便性をいかした土地利用の誘導を図るエリアとして、圏央道 IC の周辺地域の一部を複合開発エリアに位置付け、周辺環境との調和を図りながら物流業や製造業などの産業施設の立地誘導を図ることとしている。

本事業は、これらの背景を受け、周辺環境との調和を図りつつ、当地区の持つ立地特性を活かした計画的な土地利用の誘導により、桶川市の更なる発展に寄与することを目的とする。

【変更箇所】

上位計画の改定に伴い事業目的の根拠を更新した。

別紙 4

【調査計画書の内容】

2.3　都市計画対象事業の実施区域

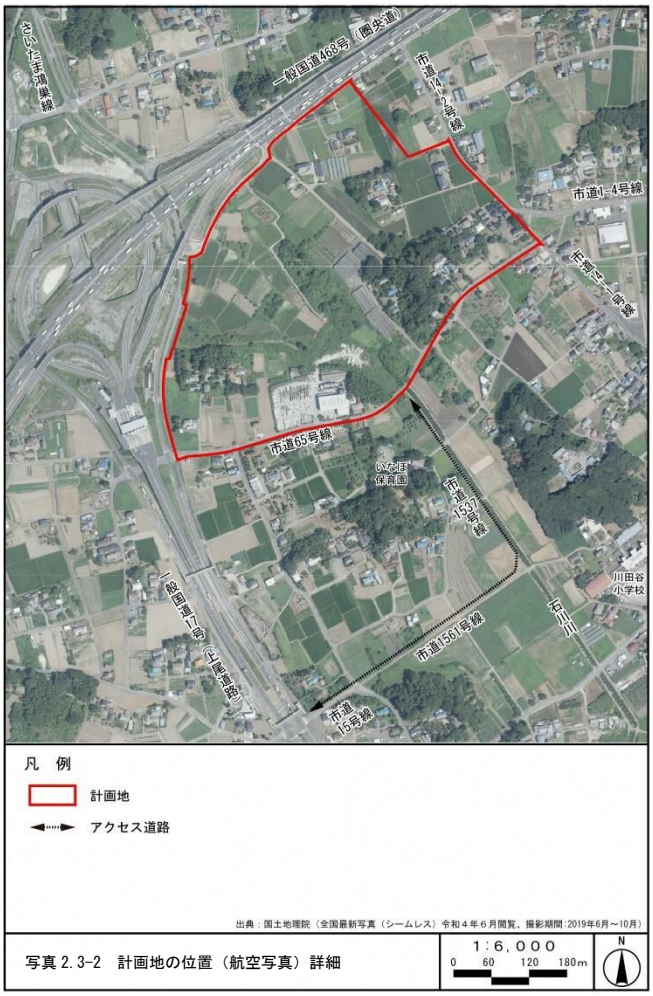

写真 2.3-2　計画地の位置（航空写真）詳細

【準備書の内容】

2.3 都市計画対象事業の実施区域

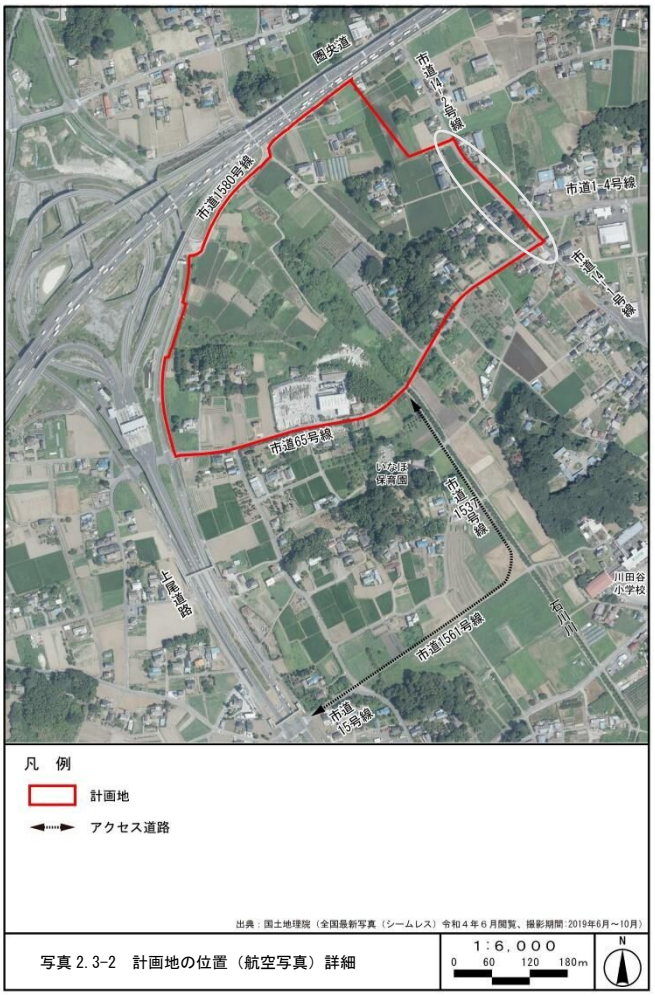

写真 2.3-2　計画地の位置（航空写真）詳細

注）本ページでは図面は50％に縮小して掲載した。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討により、計画地に「道路用地（区画道路 9.5-2 号の車道部分）」を追加した（図に白線で囲んだ道路の範囲）。

別紙 5

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

2.4　都市計画対象事業の規模

計画地の面積は、約 20.3ha である。

【準備書の内容】

2.4 都市計画対象事業の規模

計画地の面積は、約 20.33ha である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討により、計画地に「道路用地（区画道路 9.5-2 号の車道部分）」を追加する等の変更があり、事業の規模を変更した。

別紙 6

【調査計画書の内容】

2.5　都市計画対象事業の実施期間

表 2.5-1　対象事業の実施工程

	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)	令和６年度 (2024 年度)	令和７年度 (2025 年度)	令和８年度 (2026 年度)	令和９年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028年度)
環境影響評価 （評価書までの手続）	■	■	■				
都市計画決定の手続	■	■	■				
土地区画整理事業 造成工事等				■	■	■	
進出企業建築工事					■	■	■

備考）実施期間は現在の予定であり、変更する可能性がある。

【準備書の内容】

2.5 都市計画対象事業の実施期間

表 2.5-1　対象事業の実施工程

	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度	令和 6 年度 2024 年度	令和 7 年度 2025 年度	令和 8 年度 2026 年度	令和 9 年度 2027 年度	令和10 年度 2028 年度	令和11 年度 2029 年度	令和12 年度 2030 年度	令和13 年度 2031 年度	令和14 年度 2032 年度	令和15 年度 2033 年度
環境影響評価 （評価書までの手続）	■	■	■	■	■	■						
都市計画決定の手続				■	■	■						
土地区画整理事業基盤整備工事							■	■	■	■	■	
進出企業建築工事									■		■	■

備考）実施期間は現在の予定であり、変更する可能性がある。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討により、対象事業の実施工程を変更した。

工事の内容を反映し、「土地区画整理事業造成工事等」を「土地区画整理事業基盤整備工事」に変更した。

別紙 7

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

2.6 都市計画対象事業の実施方法

（１）土地利用計画

表 2.6-1 土地利用計画

土地利用の種類		面積（ha）	構成比（%）
宅地	企業用地 （うち 公開緑地公園） （うち 緩衝緑地帯）	15.4 （うち 1.5） （うち 0.3）	75.8 （うち 7.4） （うち 1.5）
	既存工場用地	1.5	7.4
	住宅用地	1.4	6.9
	計	18.3	90.1
公共用地	提供公園用地	0.1	0.5
	水路付替用地	0.1	0.5
	道路用地	1.8	8.9
	計	2.0	9.9
合計		20.3	100.0

【準備書の内容】

2.6 都市計画対象事業の実施方法

(1) 土地利用計画

表 2.6-1 土地利用計画

土地利用の種類				面積（ha）		構成比（%）	
計画地（都市計画事業）	土地区画整理事業	宅地	企業用地 うち公開緑地公園（広場 1 号） うち緩衝緑地帯	15.21 （うち 0.38） （うち 1.60）	20.17	74.8 （うち 1.9） （うち 7.9）	99.2
			既存工場用地	1.60		7.9	
			複合工業用地	1.08		5.3	
			宅地合計	17.89		88.0	
		公共用地	提供公園用地（公園 1 号）	0.11		0.6	
			水路付替用地	0.05		0.2	
			道路用地	2.12		10.4	
			道路用地 （区画道路 9.5-2 号の車道部分）	0.16	0.16	0.8	0.8
			公共用地合計	2.44	－	12.0	－
合計				20.33	20.33	100.0	100.0

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討により、土地利用計画を変更した。主な変更点は以下のとおりである。

・「公開緑地公園」に区分していた面積の大部分を「緩衝緑地帯」に変更した。

・「住宅用地」に区分していた面積の大部分を「複合工業用地」に変更した。一部を「既存工場用地」に変更した。

・計画地に「道路用地（区画道路 9.5-2 号の車道部分)」を追加した。

別紙 8

【調査計画書の内容】

2.6　都市計画対象事業の実施方法

（１）土地利用計画

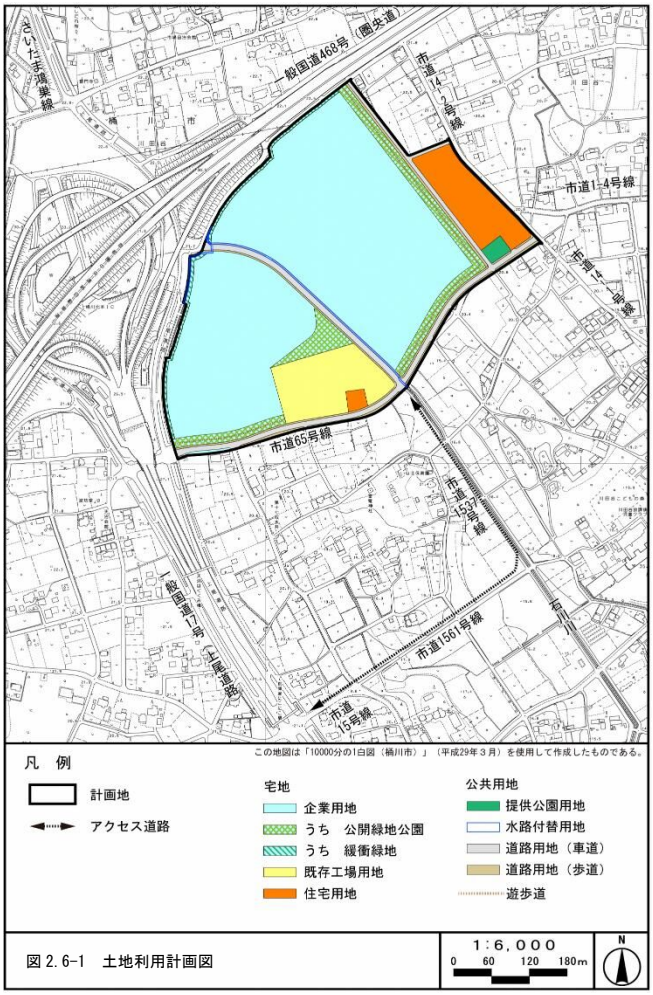

図 2.6-1　土地利用計画図

注）本ページでは図面は50％に縮小して掲載した。

【準備書の内容】

2.6 都市計画対象事業の実施方法

(1) 土地利用計画

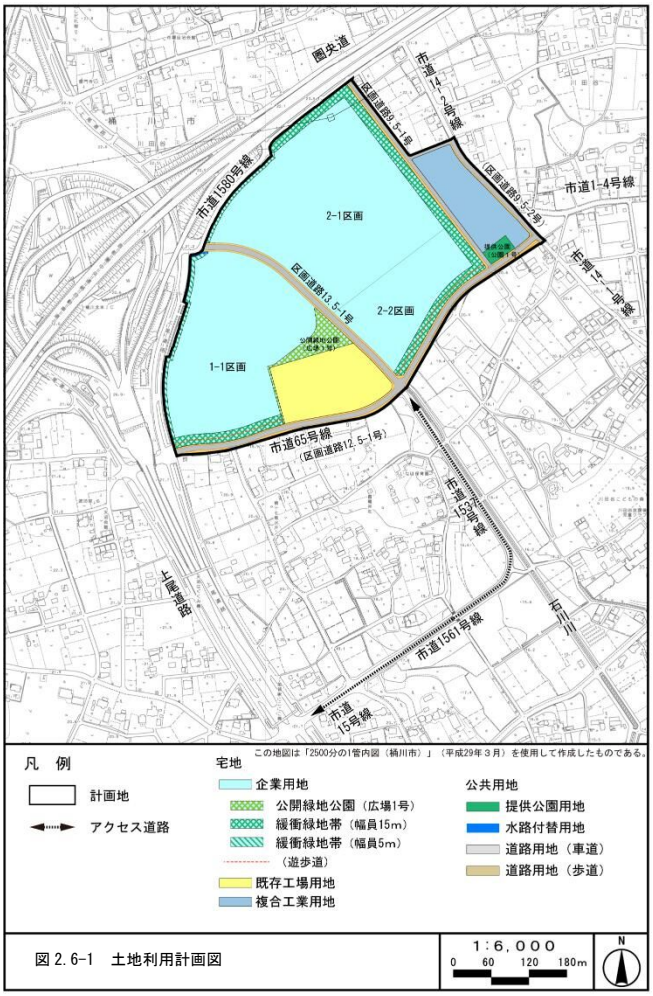

図 2.6-1　土地利用計画図

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討により、土地利用計画を変更した。主な変更点は以下のとおりである。

・「公開緑地公園」に区分していた面積の大部分を「緩衝緑地帯」に変更した。
・遊歩道の設置を、市道 65 号線（区画道路 12.5-1 号線）沿いのみとした。
・「住宅用地」に区分していた面積の大部分を「複合工業用地」に変更した。一部を「既存工場用地」に変更した。
・計画地に「道路用地（区画道路 9.5-2 号の車道部分）」を追加した。

別紙 9

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

（４）道路計画

計画地内の企業用地の中央部に幅員約 13.5ｍの区画道路、企業用地と住宅用地の間に幅員約 9.5ｍの区画道路を計画している。また、市道 65 号線（幅員約 8.2ｍ）は拡幅し、幅員約 13.5ｍとして整備する計画である。

さらに、「（８）交通計画」に示すとおり、圏央道を利用した計画地へのアクセスを確保するため、計画地の南側に、市道 1537 号線（幅員約 5ｍ）、市道 1561 号線（幅員約 4ｍ）、市道 15 号線（幅員約 12.5ｍ）を拡幅整備して、幅員約 12.5ｍのアクセス道路を新設する計画である。

【準備書の内容】

(4) 道路計画

新設道路としては、計画地内の企業用地中央部に幅員約 13.5m の区画道路 13.5-1 号、企業用地と複合工業用地の間に幅員約 9.5m の区画道路 9.5-1 号、その他、複合工業用地内に幅員約 6.0m の区画道路（街路）を整備する計画である。

計画地南側の既存の市道 65 号線（現況幅員約 8.2m）は、幅員約 12.5m の区画道路 12.5-1 号として拡幅整備する計画である。また、計画地東側の既存の市道 14-1 号線（現況幅員約 6.5m）、市道 14-2 号線（現況幅員約 7.2m）は、複合工業用地側に歩道を新設し、現況の車道部分と合わせて、幅員約 9.5m の区画道路 9.5-2 号線として整備する計画である。

さらに、「(8) 交通計画」に示すとおり、圏央道を利用した計画地へのアクセスを確保するため、計画地の南側の、市道 1537 号線（現況幅員約 3.5m（実質））、市道 1561 号線（現況幅員約 4.0m（実質））、市道 15 号線（現況幅員約 12.5m）を拡幅し、幅員 12.5～14.8m のアクセス道路として整備する計画である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討により、以下のとおり道路計画を変更した。

・複合工業用地内の区画道路 9.5-1 号を追加した。
・市道 65 号線の拡幅後の幅員 13.5m から 12.5m に変更した。
・計画地東側の既存の市道 14-1 号線、市道 14-2 号線を区画道路 9.5-2 号線として整備することを追加した。
・アクセス道路の幅員を 12.5m から 12.5～14.8m に変更した。

別紙 10

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

（６）処理施設計画

１）汚水排水

企業用地内の進出企業並び住宅用地内の住宅等から発生する汚水排水は、汚水処理施設、合併浄化槽等で処理する計画である。進出企業からの処理水は、新たに整備する水路（函渠）を経由し、計画地南側の石川幹線排水路（石川川）に放流する計画であり、放流量については石川幹線排水路（石川川）の流下能力を考慮して調整する計画である。住宅用地内からの処理水は、側溝及び市道 65 号線沿いに整備する雨水管を経由し、計画地南側の石川幹線排水路（石川川）に放流する計画である。

【準備書の内容】

(6) 処理施設計画

1) 汚水排水

企業用地及び複合工業用地から発生する生活排水は、合併処理浄化槽で処理する計画であるが、製造系の企業が進出した場合の工場排水は、業種等に応じて、合併処理浄化槽又は排水処理施設で処理する計画である。

汚水処理水は、区画道路 13.5-1 号下の付替水路（暗渠）又は側溝を経由し、計画地南側の石川幹線排水路（石川川）に排水する計画である。製造系の企業が進出する場合は、工場排水によって石川川の水質を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」（桶川市）に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する計画である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討により、以下のとおり処理施設計画（汚水排水）を変更した。

・製造系の企業が進出する場合は、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」（桶川市）に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する計画であることを追加した。

別紙 11

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

２）雨水排水

企業用地内に降った雨水は、進出企業が建築物地下に設置する地下雨水貯留槽に貯留し、許容放流量まで調整後、新たに整備する水路（函渠）を経由し、計画地南側の石川幹線排水路（石川川）に放流する計画である。雨水貯留槽（深さ約１ｍ、容量合計約 15,400㎥）は、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年３月、埼玉県条例第 20 号）に基づく、必要容量を確保する計画である。

住宅用地内に降った雨水は宅地内で浸透させるとともに、側溝及び市道 65 号線沿いに整備する雨水管を経由し、計画地南側の石川幹線排水路（石川川）に放流する計画である。

【準備書の内容】

2）雨水排水

企業用地内に降った雨水は、進出企業が建築物地下に設置する雨水地下貯留槽に貯留し、許容放流量まで調整後、区画道路 13.5-1 号下の付替水路（暗渠）を経由し、計画地南側の石川幹線排水路（石川川）に放流する計画である。雨水貯留槽（地下躯体含め深さ約 2.5m、容量合計約 17,000㎥）は、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に基づく、必要対策量を確保する計画である。ただし、公開緑地公園は直接放流区域として、区画道路 13.5-1 号下の付替水路（暗渠）を経由し、計画地南側の石川幹線排水路（石川川）に排水する。

複合工業用地については、提供公園用地内に大型貯留浸透槽を設置し、複合工業用地に降った雨水を集水し、貯留及び浸透させる計画である。

区画道路については、区画道路 9.5-1 号は浸透側溝を設置し雨水浸透の促進を図るが、区画道路 13.5-1 号、市道 65 号線（区画道路 12.5-1 号）、区画道路 9.5-2 号は、直接放流区域として、側溝及び付替水路（暗渠）を経由し、石川幹線排水路（石川川）に排水する計画である。

また、公開緑地公園及び緩衝緑地帯は緑化し、区画道路の歩道部を透水性舗装とすることで、雨水浸透に努める。

なお、基盤整備工事中から建築工事の完了までは、オープン式雨水貯留施設を設けて雨水流出抑制対策を行う計画である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討により、以下のとおり処理施設計画（雨水排水）を変更した。

・雨水貯留槽の規模を変更した。
・複合工業用地の提供公園用地内に大型貯留浸透槽を設置し、貯留・浸透させる計画に変更した。
・基礎整備工事中から建設工事の完了まで、オープン式雨水貯留施設での対策を追加した。

別紙 12

【調査計画書の内容】

（８）交通計画

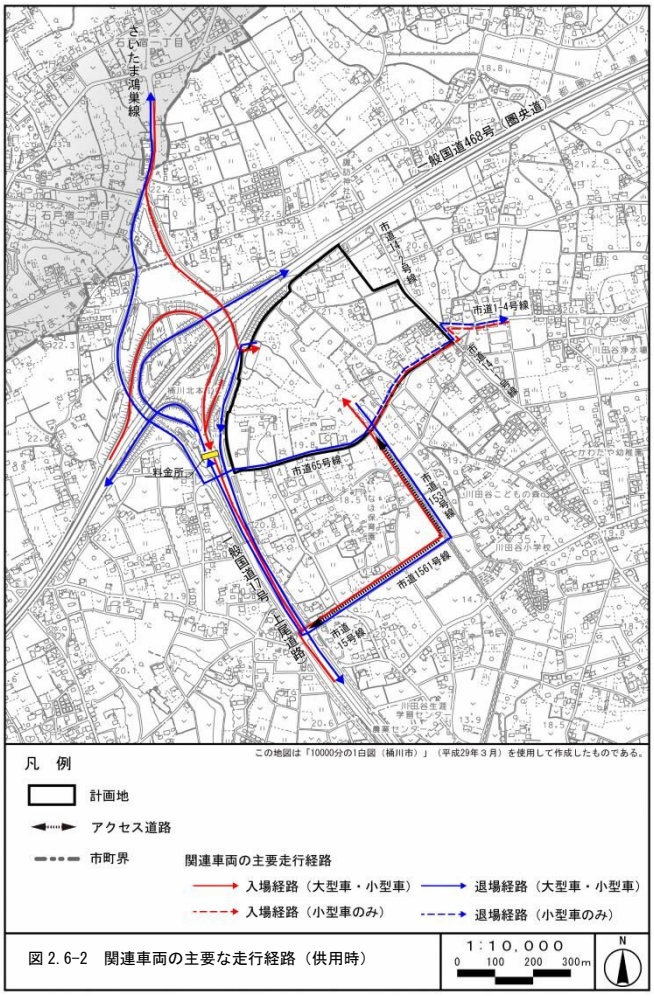

図 2.6-2 関連車両の主要な走行経路（供用時）

【準備書の内容】

(8) 交通計画

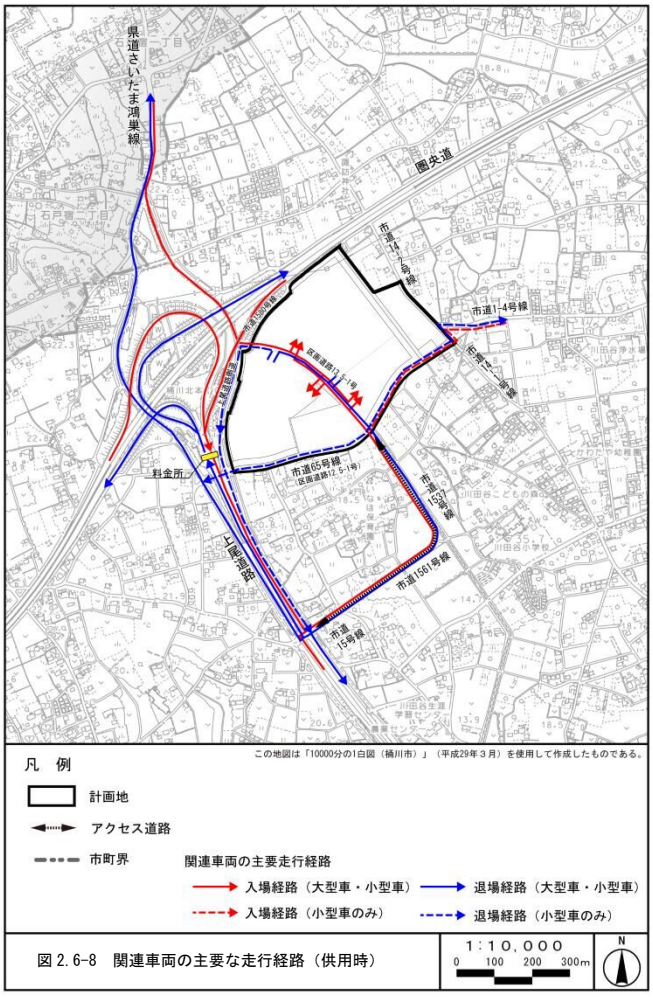

図 2.6-8 関連車両の主要な走行経路（供用時）

注)本ページでは図面は50%に縮小して掲載した。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討により、供用時の交通計画を以下のとおり変更した。

・市道 65 号線（区画道路 12.5-1 号）と上尾道路側道は、小型車のみの走行とした。

・大型車は、計画地の北側から区画道路 13.5-1 号線に入る経路以外は、すべてアクセス道路を走行するものとした。

別紙 13

【調査計画書の内容】

2.7　工事計画

（１）　工事工程

表 2.7-1　工事工程

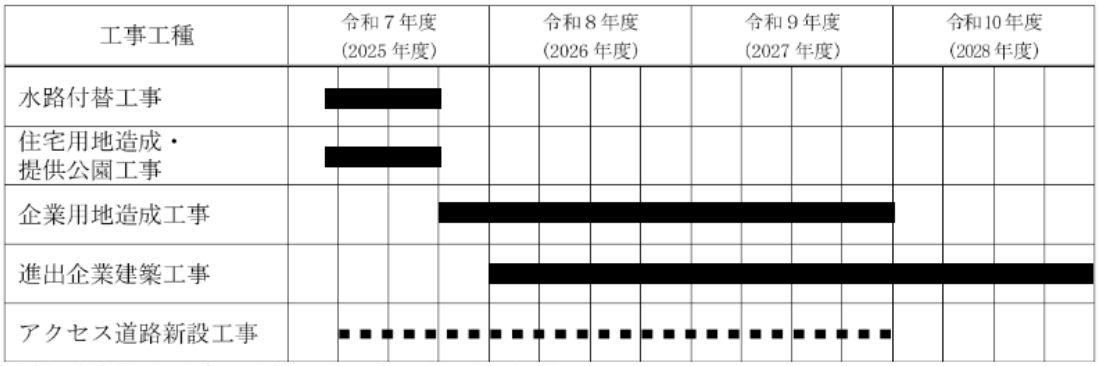

備考）実施期間は現在の予定であり、変更する可能性がある。

【準備書の内容】

2.7　工事計画

(2) 工事工程

表 2.7-1　工事工程

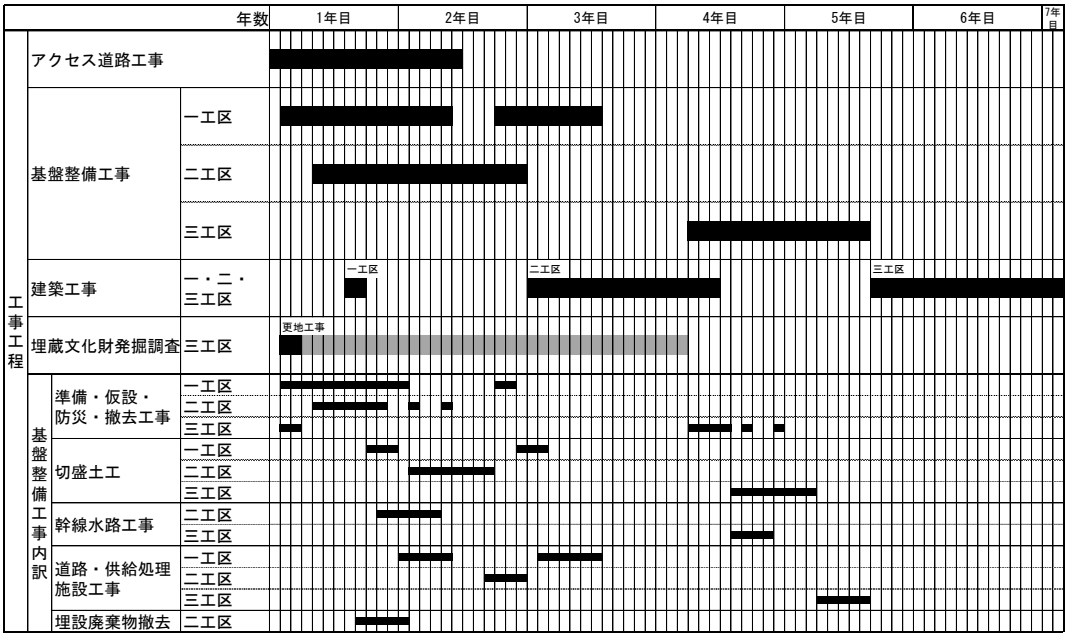

備考）実施期間は現在の予定であり、変更する可能性がある。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討により、以下のとおり、工事工程を変更した。

・工事期間を延長した。

・工事工程を細分し、工区を分けた。

・埋蔵文化財発掘調査の工程を追加した。

別紙 14(1)

【調査計画書の内容】

（２）資材運搬等の車両の走行経路

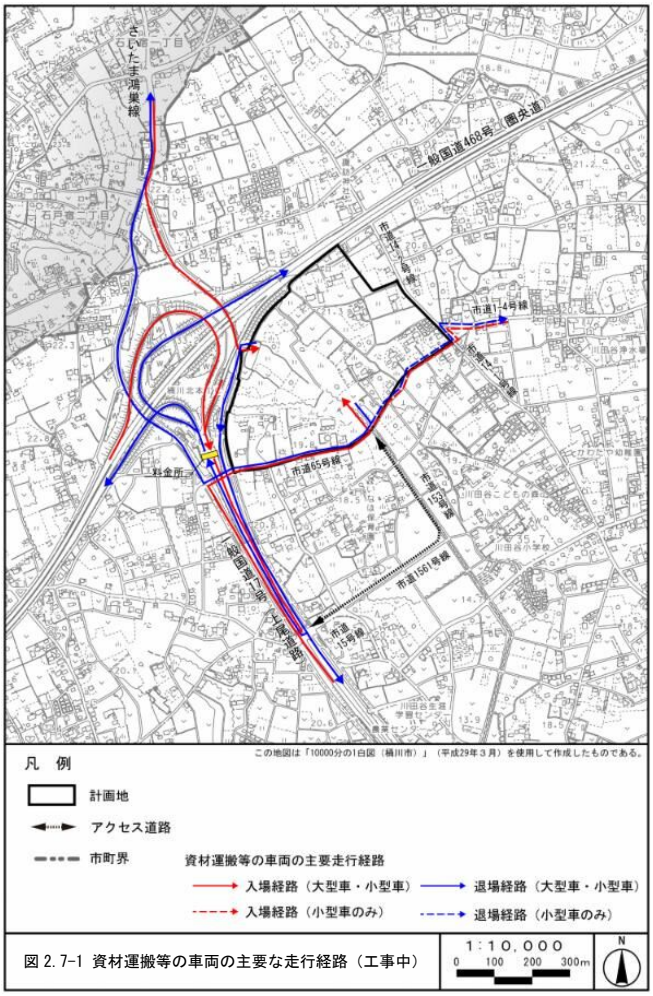

図 2.7-1 資材運搬等の車両の主要な走行経路（工事中）

注）本ページでは図面は50％に縮小して掲載した。

別紙 14(2)

【準備書の内容】

(4) 資材運搬等の車両の走行経路

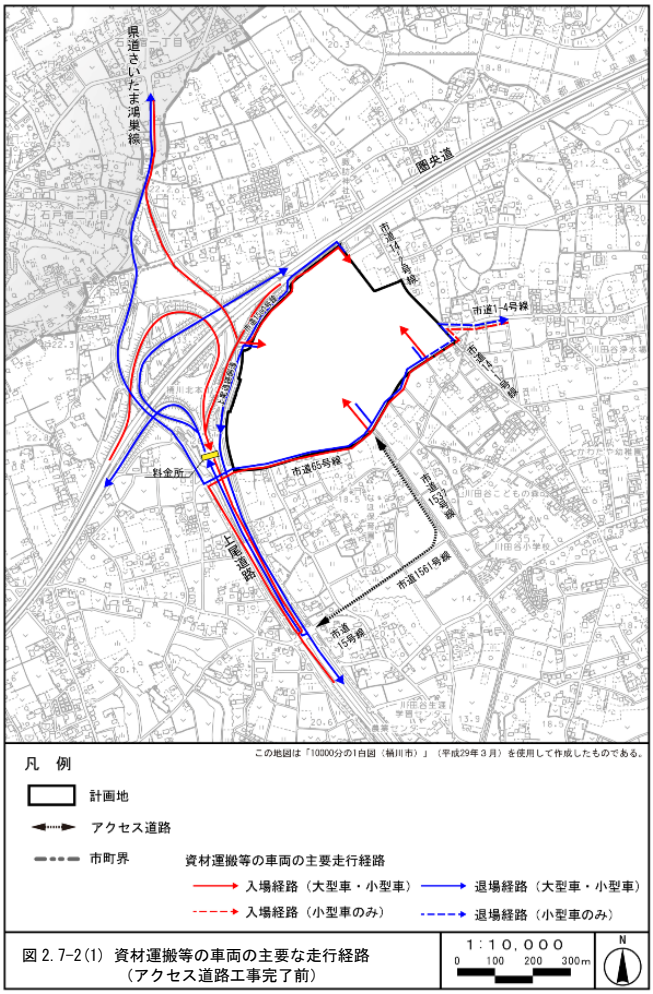

図 2.7-2(1) 資材運搬等の車両の主要な走行経路
（アクセス道路工事完了前）

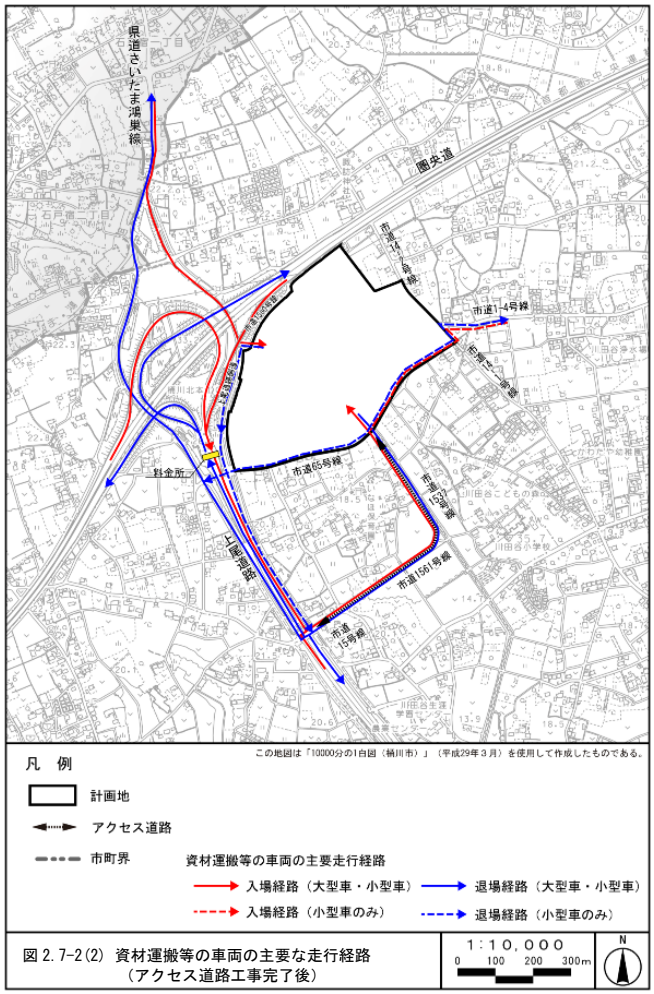

図 2.7-2(2) 資材運搬等の車両の主要な走行経路
（アクセス道路工事完了後）

注)本ページでは図面は50%に縮小して掲載した。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討により、工事中の資材運搬等の車両の走行経路を以下のとおり変更した。

・アクセス道路工事完了前とアクセス道路工事完了後に分けて示した。

・アクセス道路工事完了後は、市道 65 号線と上尾道路側道は、小型車のみの走行とした。

・アクセス道路工事完了後は、大型車は、計画地の北側から入る経路以外は、すべてアクセス道路を走行するものとした。

別紙 15

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

（３）工事中における環境保全対策

２）騒音

② 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音への影響

・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

【準備書の内容】

(7) 工事中における環境保全対策

2) 騒音

② 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音への影響

・資材運搬等の車両は制限速度・規制速度の遵守を徹底する。

・資材運搬等の車両の走行時間帯、走行経路を設定し、徹底する。

・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

・資材運搬等の車両の待機場所は、住宅等から離れた位置に設ける。

【変更箇所】

環境影響評価の予測及び評価の結果を踏まえ、工事中の環境保全対策を変更した。

別紙 16

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

４）水質

・濁水については、仮設水路にて仮沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地南側の公共用水域（石川川）に放流する。
・必要に応じて土砂流出防止柵等を設置する。
・盛土箇所は速やかに転圧等を施す。
・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。
・産業廃棄物埋設区域の施工にあたっては、周辺への影響が及ばないよう適切な施工方法を検討する。

【準備書の内容】

4）水質

・工事中に発生する濁水については、仮設水路にてオープン式雨水貯留施設等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、排水基準値以下の上澄み水を排水する。
・必要に応じて仮土堤、板柵等を設置し、計画地外への土砂流出を防止する。
・盛土箇所は速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防止する。
・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える。
・必要に応じて工事排水の pH 調整を行い、排水基準値以下にして排水する。
・地盤改良が必要な箇所については、基本的に置換工法で良質な材料に置き換える。
・水路及び擁壁の支持に中層混合改良を行う際に用いるセメント系固化剤については、地盤改良工事の前に、改良対象土を用いた事前試験を行い環境負荷の少ない適切な配合設計を把握する。また、施工後にアルカリ分が溶出した場合は、必要に応じて工事排水の pH 調整を行い、排水基準値以下にして排水する。
・土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、事前に「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく必要な調査及び届出を行う。仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、公共用水域や底質及び地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。

【変更箇所】

環境影響評価の予測及び評価の結果を踏まえ、工事中の環境保全対策を変更した。

別紙 17

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

５）土壌

・土壌汚染対策法等に基づき、着工前に、一定規模以上の土地の形質の変更の届出を行う。

・計画地内において土壌汚染が確認された場合は、関係機関と協議の上、周辺地域に影響を拡散させないよう、施工にあたり適切な対策を講じる。

６）地盤

・工事中においては、地盤沈下量、変形等を観測する。

・地盤性状に合わせた適切な工法を選定する。

【準備書の内容】

5）土壌

・土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、事前に「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく必要な調査及び届出を行う。仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。

6）地盤

・盛土は、地質調査結果を踏まえて、プレロード工法（載荷盛土）とする。

・必要に応じ、置換工法で良質な材料に置き換え、地盤改良を施す。水路及び擁壁の支持に必要な場合は、中層混合改良により土壌改良を行う。

・工事着工前から工事中にかけて、盛土に伴う圧密沈下量、変形等を観測する。

【変更箇所】

環境影響評価の予測及び評価の結果を踏まえ、工事中の環境保全対策を変更した。

別紙 18

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

７）生物（動物、植物、生態系）

・保全すべき種をはじめとする植物種については、必要に応じて移植などの環境保全措置を検討する。

・工事中に発生する濁水の流出防止対策を実施し、下流域の生物への影響を低減する。

・計画地の周辺において、オオタカ等猛禽類の営巣の情報があることから、「埼玉県オオタカ等保護指針」に準拠し猛禽類の生育繁殖状況について調査する。オオタカ等の営巣が確認された場合は営巣中心域を把握し、計画地の北側に隣接する圏央道の建設工事で実施された環境保全措置等を参考に、工事中の影響を軽減するための適切な環境保全措置を検討する。

【準備書の内容】

7）生物（動物、植物、生態系）

・保全すべき種をはじめとする植物種については、必要に応じて移植等の環境保全措置を検討する。

・低騒音型建設機械の使用に努める。

・低振動の工法を採用する。

・現地調査において確認された計画地を高利用域に含むオオタカの営巣地（A 営巣地）でオオタカの営巣が確認された場合は、専門家の指導助言を仰ぎつつ、繁殖期にカメラ監視等の手法により工事の影響を把握し、工事による影響が確認された場合は、工事の一時停止を含め、営巣地への影響の低減に努める。

・工事中に発生する濁水については、仮設水路にてオープン式雨水貯留施設等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、排水基準値以下の上澄み水を排水し、下流の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。

・盛土箇所は速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防止する。

【変更箇所】

環境影響評価の予測及び評価の結果を踏まえ、工事中の環境保全対策を変更した。

別紙 19

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

８）自然とのふれあいの場

・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

・資材運搬等の車両の走行により自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮する。

・計画地内に公園・緑地等を整備する。

【準備書の内容】

8）自然とのふれあいの場

・排出ガス対策型、低騒音型の建設機械の使用に努める。

・建設機械のアイドリングストップを徹底する。

・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。

・建設機械の整備・点検を徹底する。

・資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。

・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

・資材運搬等の車両は、交通法規を遵守し、安全運転を徹底する。特に、通学時間帯には児童の通学に十分配慮する。

【変更箇所】

環境影響評価の予測及び評価の結果を踏まえ、工事中の環境保全対策を変更した。

別紙 20

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

９）廃棄物等

・造成等の工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

【準備書の内容】

9）電波障害

・クレーン未使用時にブームを電波到来方向に向ける等、電波障害の発生防止に配慮する。

10）廃棄物等

・既存施設の撤去、樹木等の伐採に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用の促進を図る。再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。

・建築工事に伴い発生する廃棄物は、工事手法等の工夫による排出抑制に努めるとともに、分別を徹底し、再資源化及び再利用の促進を図る。再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。

・埋設産業廃棄物の撤去に伴い発生する廃棄物は、法令に基づいて産業廃棄物として適正に処分する。

【変更箇所】

環境影響評価の予測及び評価の結果を踏まえ、電波障害の工事中の環境保全対策を追加した。また、廃棄物等の工事中の環境保全対策を変更した。

別紙 21

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

１０）温室効果ガス等

①　建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

・建設機械のアイドリングストップを徹底する。

・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。

・建設機械の整備、点検を徹底する。

②　資材運搬等の車両の走行伴う温室効果ガス等の影響

・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

・資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。

・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。

・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

【準備書の内容】

11）温室効果ガス等

①　建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

・燃費基準達成建設機械、低炭素型建設機械、GX（グリーントランスフォーメーション）建設機械の使用に努める。（「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月、閣議決定）に示されるバックホウの 2020 年度燃費基準達成建設機械の採用率 49.4%以上、ブルドーザの 2020 年度燃費基準達成建設機械の採用率 33.2%以上を目標とする。）

・建設機械のアイドリングストップを徹底する。

・建設機械の省燃費運転の周知・普及に努める。

・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。

・建設機械の整備、点検を徹底する。

②　資材運搬等の車両の走行伴う温室効果ガス等の影響

・資材運搬等の車両のエコドライブ、アイドリングストップを徹底する。

・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。

・低燃費車の採用に努める。

・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

【変更箇所】

環境影響評価の予測及び評価の結果を踏まえ、工事中の環境保全対策を変更した。

別紙 22

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

第４章　調査方法

環境影響評価項目として選定した各項目の現況調査、予測及び評価の方法は、以下に示すとおりである。

環境影響評価項目として選定した項目のうち、現地調査を実施する項目は、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、日照阻害及び電波障害の 13 項目である。

各項目の現地調査の概要は表 4-1 (1)～(3)に示すとおりである。なお、土壌、地盤、史跡・文化財、廃棄物等及び温室効果ガス等については、届出資料の整理又は既存資料に基づく調査とし、現地調査は実施しない。

【準備書の内容】

第 8 章　環境影響評価の調査項目及び調査方法

8.2　調査方法

環境影響評価項目として選定した項目のうち、現地調査を実施した項目は、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、地盤、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、日照阻害及び電波障害の 14 項目である。土壌、史跡・文化財、廃棄物等及び温室効果ガス等については、届出資料の整理又は既存資料に基づく調査とし、現地調査は実施しない。

各項目の現地調査の概要は表 8.2-1(1)～(3)に示すとおりである。

なお、調査方法の詳細については、「第 10 章　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に記載した。

【変更箇所】

調査計画書についての知事の意見を踏まえ、現地調査の項目に地盤を追加した。

別紙 23

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

表 4-1(2)　各項目の現地調査の概要

環境影響評価の項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
水象	河川等の流量、流速及び水位	流量、流速、水位	通常時：4 季各 1 回 降雨時：1 回	水路 4 地点（上流 2 地点、下流 2 地点）（水質と同地点）
	地下水の水位及び水脈	地下水位	4 季各 1 回	計画地及び周辺の既存井戸（6 地点）

【準備書の内容】

表 8.2-1(2)　各項目の現地調査の概要

環境影響評価の項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
水象	河川等の流量、流速及び水位	流量、流速、水位	通常時：4 季各 1 回 降雨時：2 回 （集中豪雨時及び通常降雨時に各 1 回）	水路 4 地点（上流 2 地点、下流 2 地点）（水質と同地点）
	地下水の水位及び水脈	地下水位	4 季各 1 回	計画地及び周辺の既存井戸（6 地点）
	その他の予測・評価に必要な事項	溜池跡の湿地の水位	1 季（冬季）1 回	1 地点

【変更箇所】

調査計画書についての知事の意見を踏まえ、河川等の流量、流速及び水位の降雨時の調査を、降雨時調査を 2 回に変更した。

調査計画書についての環境の保全の見地から意見を有する者の意見を踏まえ、現地調査のその他の予測・評価に必要な事項に、溜池跡の湿地の水位を追加した。

別紙 24

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

掲載なし

【準備書の内容】

表 8.2-1(2)　各項目の現地調査の概要

環境影響評価の項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
地盤	地質の状況	ボーリング調査 土質試験	1 回	計画地内 6 地点 アクセス道路沿い 2 地点

【変更箇所】

調査計画書についての知事の意見を踏まえ、現地調査（ボーリング調査及び土質試験）を追加した。

別紙 25

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

表 4-1(3)　各項目の現地調査の概要

環境影響評価の項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
景観	景観	景観資源の状況 主要な眺望景観の状況	4 季各 1 回	計画地及びアクセス道路の境界から約 1km の範囲（11 地点）

【準備書の内容】

表 8.2-1(3)　各項目の現地調査の概要

環境影響評価の項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
景観	景観	景観資源の状況 主要な眺望景観の状況	4 季各 1 回	計画地及びアクセス道路の境界から約 1km の範囲（14 地点）

【変更箇所】

調査計画書についての知事の意見を踏まえ、現地調査地点を追加した。

別紙 26

※下線は変更箇所を示す。

【調査計画書の内容】

4.8　地盤

（１）現況調査

２）調査方法

① 既存資料調査

（イ）地形・地質の状況

地形の状況、地質の状況（表層地質）については、地形図や地形分類図、表層地質図等の既存資料を整理する。

計画地における地質の状況（軟弱地盤の分布状況等）については、計画地において実施した地盤調査報告書（平成 29 年 12 月）のボーリング調査結果を整理する。

【準備書の内容】

10.8 地盤

(1) 調査

2) 調査方法

② 地形・地質の状況

(ｱ)既存資料調査

地形の状況、地質の状況（表層地質）については、地形図や地形分類図、表層地質図等の既存資料を整理した。

計画地における地質の状況（軟弱地盤の分布状況等）については、計画地において実施した地盤調査報告書（平成 29 年 12 月）のボーリング調査結果を整理した。

(ｲ)現地調査

ボーリング調査及び土質試験を行った。

【変更箇所】

調査計画書についての知事の意見を踏まえ、現地調査（ボーリング調査及び土質試験）を追加した。

別紙 27

【調査計画書の内容】

4.8　地盤

（１）現況調査

３）調査地域・地点

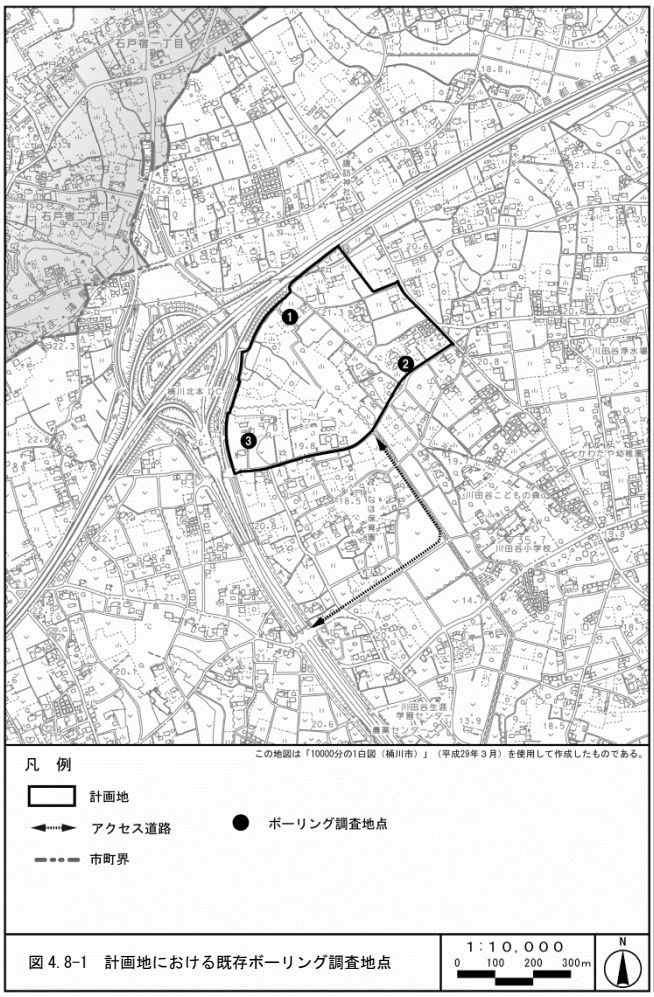

図 4.8-1　計画地における既存ボーリング調査地点

【準備書の内容】

10.8 地盤

(1) 調査

3) 調査地域・地点

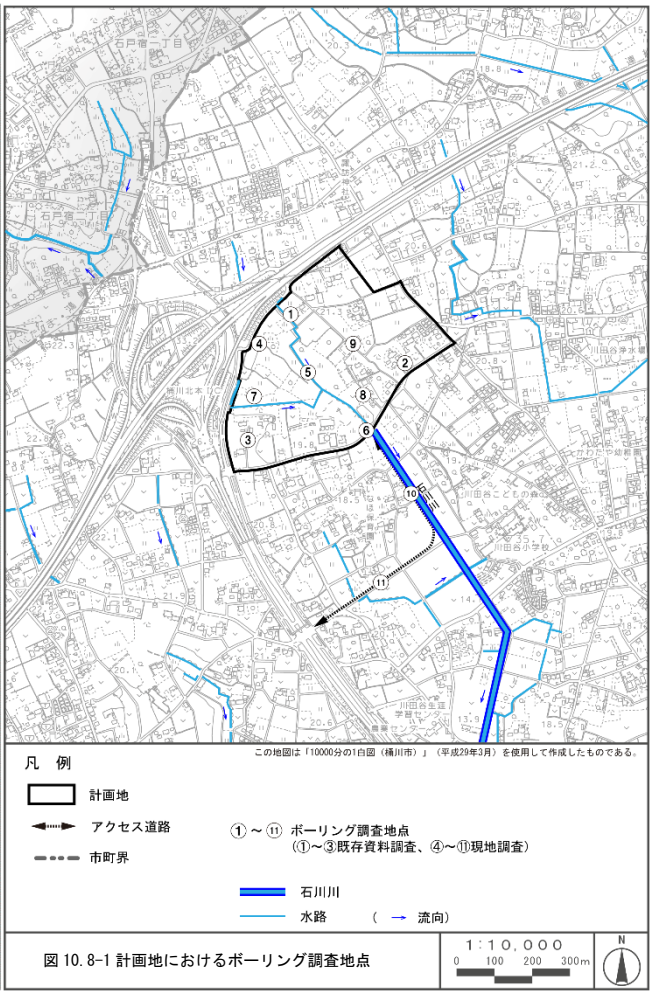

図 10.8-1 計画地におけるボーリング調査地点

注）本ページでは図面は50％に縮小して掲載した。

【変更箇所】

調査計画書についての知事の意見を踏まえ、ボーリング調査地点（④～⑪）を追加した。

別紙 28

【調査計画書の内容】

4.9　動物

（１）現況調査

３）調査地域・地点

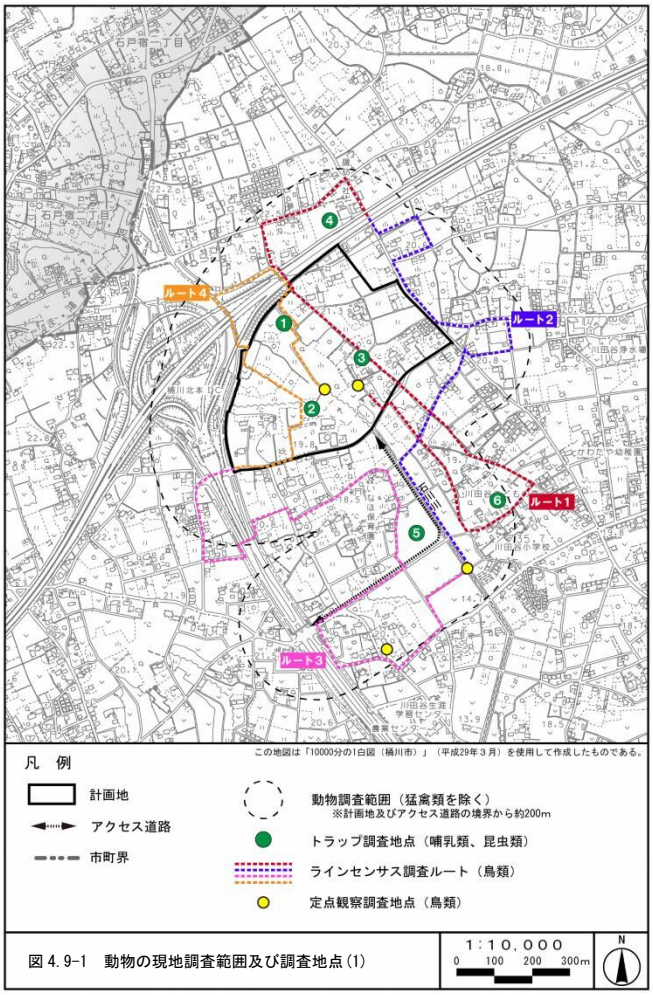

図 4.9-1　動物の現地調査範囲及び調査地点(1)

【準備書の内容】

10.9 動物

(1) 調査

3) 調査地域・地点

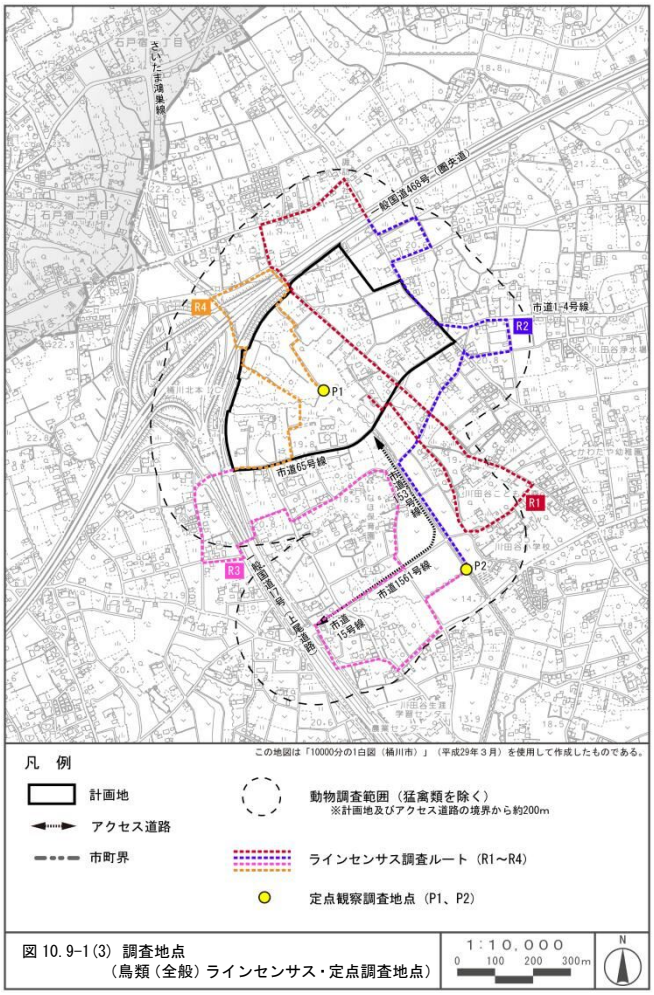

図 10.9-1(3) 調査地点
（鳥類（全般）ラインセンサス・定点調査地点）

注)本ページでは図面は 50%に縮小して掲載した。

【変更箇所】

現地の状況を踏まえ、定点調査地点を 4 地点から、見通しがよく安全に調査できる 2 地点に変更した。

別紙 29

【調査計画書の内容】

※下線は変更箇所を示す。

4.12　景観

（１）現況調査

３）調査地域・地点

表 4.12-1　景観調査地点

番号	名称	計画地からの方角	計画地敷地境界からの距離	計画地及びアクセス道路の境界からの距離
1	いなほ保育園前	南	約 100m	約 100m
2	諏訪神社	北	約 150m	約 150m
3	氷川大明神	東	約 250m	約 250m
4	川田谷市場東交差点	北北西	約 300m	約 300m
5	石川川	南東	約 350m	約 50m
6	天沼はぐくみ橋（歩道橋）	南	約 200m	約 200m
7	原運動場	西南西	約 550m	約 550m
8	城山公園	南	約 900m	約 500m
9	石戸蒲ザクラ	北西	約 900m	約 900m
10	日出谷小入口交差点	東	約 1,200m	約 1,200m
11	自然観察公園	北西	約 1,200m	約 1,200m

【準備書の内容】

10.12 景観

(1)調査

3) 調査地域・地点

表 10.12-2(1)～(3)　景観調査地点（主要な眺望地点）【抜粋】

区分	番号	名称	計画地からの方角	計画地敷地境界からの距離 (m)	計画地及びアクセス道路の境界からの距離 (m)	選定理由
近景域	1	いなほ保育園前	南	約　100	約　100	（省略）
	2	諏訪神社	北	約　150	約　150	（省略）
	3	氷川大明神	東	約　250	約　250	（省略）
	4	川田谷（市場）東交差点	北北西	約　300	約　300	（省略）
	5	石川川	南東	約　350	約　50	（省略）
	6	天沼はぐくみ橋（歩道橋）	南	約　200	約　200	（省略）
中景域	7	原区ふれあい広場	西南西	約　550	約　550	（省略）
	8	城山公園	南	約　900	約　500	（省略）
	9	石戸蒲ザクラ	北西	約　900	約　900	（省略）
	10	日出谷小入口交差点	東	約1,200	約1,200	（省略）
	11	北本自然観察公園	北西	約1,200	約1,200	（省略）
計画地近傍	12	牧野薬師堂（川田谷陣屋）	南	約　5	約　5	（省略）
	13	市道 65 号線（提供公園用地付近）	南東	約　5	約　5	（省略）
	14	圏央道	北	約　20	約　20	（省略）

注1）近景域、中景域及び遠景域の区分は、「景観用語辞典」（平成10年11月、景観デザイン研究会）に基づき、計画地境界からの距離によって以下のとおりとした。
近景域：～460m　中景域：460～2,800m　遠景域：2,800m～

注2）計画地境界から0～20mの範囲は「近景域（計画地近傍）」とした。

【変更箇所】

調査計画書についての知事の意見を踏まえ、現地調査地点（№12～14）を追加した。
なお、№4、№7 は名称を変更したが、調査地点位置は変更していない。

別紙 30

【調査計画書の内容】

4.12　景観

（１）現況調査

３）調査地域・地点

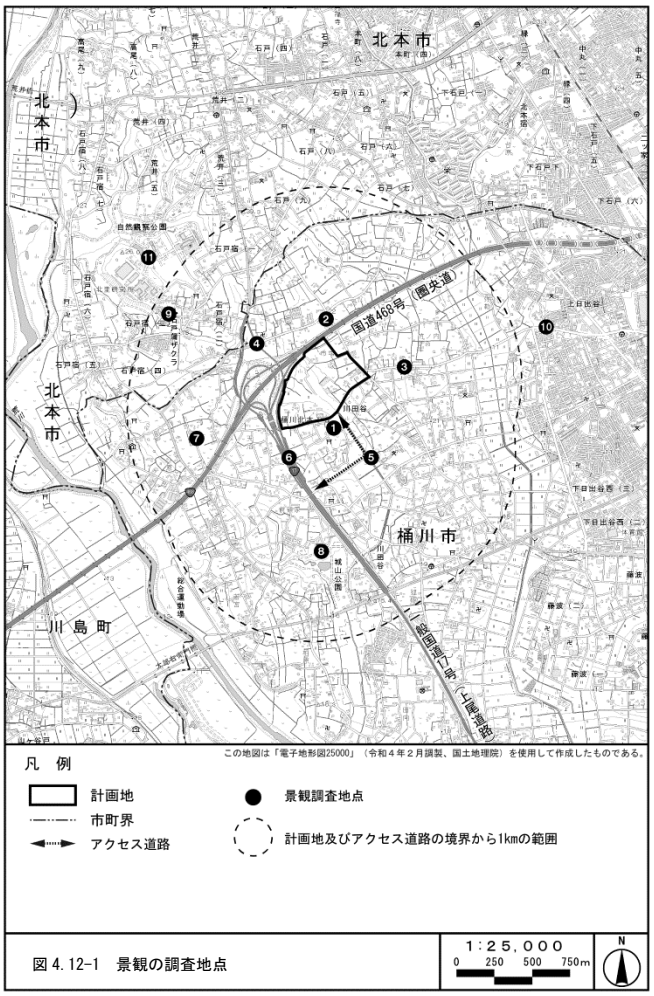

図 4.12-1　景観の調査地点

【準備書の内容】

10.12　景観

(1) 調査

3) 調査地域・地点

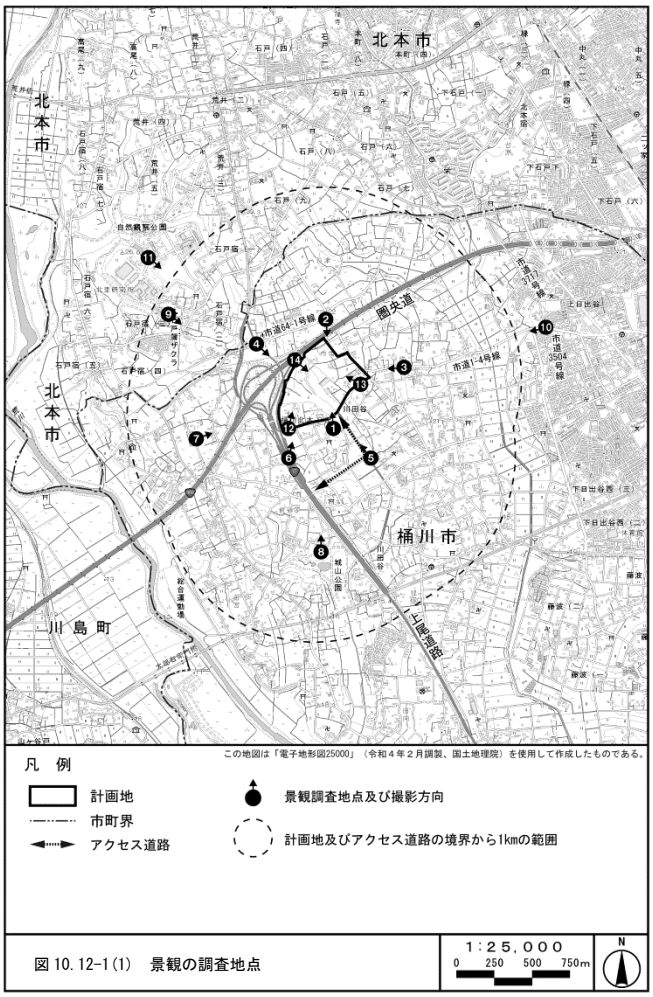

図 10.12-1(1)　景観の調査地点

注）本ページでは図面は50％に縮小して掲載した。

【変更箇所】

調査計画書についての知事の意見を踏まえ、現地調査地点（№12～14）を追加した。

【埼玉県知事からの免除承認書】

指令環政第７３５－１号

桶川市

令和８年９月１６日付けで申請のあった桶川都市計画事業（仮称）桶川北本インターチェンジ周辺東部地区土地区画整理事業に係る調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成７年規則第９８号）第３０条第２項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成６年条例第６１号）第２１条第１項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和８年９月２５日

埼玉県知事　大　野　元　裕